

保健医療福祉学会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、保健医療福祉学会 (Society of Health, Medical and Welfare Sciences) と称す。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会の事務局を、東京医療学院大学 (〒206-0033 東京都多摩市落合 4-11) に置く。

第二章 目的

(目的)

第3条 本会は、保健医療科学の発展と会員相互の学術的・学際的研鑽を図ることを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 会員

(会員の種別)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し入会した個人
- (2) 準会員 この会の目的に賛同し入会した学生
- (3) 賛助会員 この会の事業を援助する個人又は法人
- (4) 名誉会員 保健医療福祉の進歩又はこの会の発展に特に功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者

(入会)

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 この会の会費は、別に定める。

1. 名誉会員は会費を納めることを要しない。
2. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第7条 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

1. 退会しようとする者は、退会する年度までの会費を完納しなければならない。
2. 次の各号の一つに該当する会員は退会した者とみなす。
 - (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
 - (2) 特別の理由なく、2年間の会費を納入しないとき

(再入会)

第8条 退会者が学会への再入会を希望する場合は、第5条に定める手続きに従って理事会の承認を得た上、退会手続きがとられた際の未納会費の全額を納入しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事会が除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に違反する行為があったとき
- (2) この会の会員としての義務に違反したとき

第四章 役員および学術集会会長

(役員)

第10条 本会に次の役員をおき、その任期は2年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を超えて在任することはできない。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 8名程度（理事長 副理事長を含む）
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
- (2) 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、総会の承認を得る。
- (3) 理事は、正会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (4) 監事は、会員の中から選出し、総会の承認を得る。

(理事、監事の職務)

第12条 役員は次の職務を行う。

- (1) 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の事業および会計を監査する。

(役員報酬)

第13条 役員は無報酬とする。本会のために要した費用は支弁することができる。

第五章 委員会

第14条 本会の事業及び運営するため、以下の常置委員会を設置し、別に定めるところにより委員会を組織する。

- (1) 編集委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 学術集会委員会

第六章 会議

(会の構成)

第15条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 総会

(理事会の招集、定足数、審議事項など)

第16条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

1. 理事会は、毎年2回以上開催する。但し、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は、臨時に理事会を開催しなければならない。
2. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。
3. 理事会は、この会則に定める事項のほか次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他理事会が必要と認めた事項
4. 理事会における議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集、定足数)

第17条

1. 総会は、理事長が召集し、学術集会会長が議長となる。
2. 総会は、毎年1回開催する。但し、会員の5分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたとき、理事長は、臨時に総会を開催しなければならない。
3. 総会は、会員の5分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. その他理事会が必要と認めた事項

(総会の議決)

第19条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第七章 会計

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第21条 本会が寄付金等を受ける場合には、別に定める規程に従う。

第八章 会則の変更

第22条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。前項の承認は、第18条の規定にかかわらず出席者の3分2以上の賛成を必要とする。

第九章 雑則

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。